

岡山市犯罪被害者等基本条例（仮称）制定に関するご意見（パブリックコメント）を募集します。



近年、犯罪等が跡を絶たず、その結果生まれた多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実に対し、犯罪被害者等の視点に立ち、一日も早くその心身に受けた影響から回復され、平穏な生活に戻ることができるよう、国においては、「犯罪被害者等基本法」を制定しております。

また、岡山県においても、「岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定しております。

こうした中、本市においては、犯罪被害者等支援の基本施策を定めるため、条例制定をめざすこととしました。

そこで、条例制定にあたり、市民の皆様から広くご意見（パブリックコメント）を募集します。皆様からの貴重なご意見をお待ちしています。

ご意見募集期間

平成22年9月1日(水)から平成22年9月22日(水)まで

ご意見の提出方法

ホームページからの入力フォーム、Eメール、FAX、郵送又は持参のいずれかの方法で提出してください。

提出様式は自由ですが、このリーフレットにご意見記入用紙を添付しています。

ご意見の提出先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所 本庁舎2階 安全・安心ネットワーク推進室

TEL：086-803-1031

FAX：086-803-1872

Eメール：anzenanshin@city.okayama.jp

ご意見の取り扱い

いただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見をとりとめて公表する予定です。

（個別の回答はいたしませんので、ご了解ください。）

ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

この意見募集につきましては、パブリックコメントのホームページに掲載しています。ご意見記入用紙等のダウンロードもできます。

<ホームページアドレス>

http://www.city.okayama.jp/category/category_00001363.html

岡山市犯罪被害者等基本条例（仮称）（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者基本法(平成16年法律第161号)の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者の被った心身の苦痛、生活上の不利益等の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪(刑法(明治40年法律第45号)第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除き、同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有するものをいう。

(3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の関係するものをいう。

(4) 市民等 市民及び事業者をいう。

（犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復に資するものであって、その被った心身の苦痛、生活上の不利益等の態様その他の事情に応じ、適切に行われるものでなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携し、及び協力して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則に従い、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等に対する理解不足その他不用意な言動による二次的な被害の発生防止に努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援のための総合窓口)

第6条 市は、犯罪被害者等が必要とする支援に関する要望に的確に対処し、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等について早期の軽減及び回復を図るため、犯罪被害者等に対し、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する各種施策に関する情報提供、助言、連絡調整等その他の必要な支援を行うための総合窓口を設置する。

2 前項の総合窓口の設置及び運用に当たっては、犯罪被害者等の利便性を確保するとともに、犯罪被害者等の秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮しなければならない。

(保健医療・福祉サービスの提供)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、又は家事、育児等の日常生活を円滑に営むことができるよう、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(住居の提供)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援に関する理解を深める機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第11条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者が被った害が自らの行為に起因したものである場合又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは、支援を行わないことができる。

< ご意見記入用紙 >

岡山市犯罪被害者等基本条例制定に関するご意見

住 所	
氏 名	
年 代	10代 20代 30代 40代 50代 60代以上
< ご意見記入欄 >	

いただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。

(個別の回答はいたしませんので、ご了解ください。)

差し支えなければ、住所、氏名及び年代をご記入ください。

ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。